

松本市の道路

除雪ガイド

(松本市道路除雪事業計画)



松本市の除雪事業方針

冬期間における安全な道路交通を確保するための除雪作業を、行政、市民、除雪業者が連携して、迅速かつ適切に実施することを目的とします。

除雪ガイドについて

松本市では、市内の道路のうち、市道における降雪、積雪、凍結時の対応について、「松本市道路除雪事業計画」に基づき、除雪作業を実施しています。

この「除雪ガイド」は、「松本市道路除雪事業計画」を、市民の皆さんに向けてわかりやすく作成したもので、冬季における松本市の除雪活動体制について、ご理解とご協力をお願いします。

[「松本市道路除雪事業計画」はこちら](#)

目次

- 1 除雪について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 2 凍結防止剤の散布について・・・・・・・・・・2ページ
- 3 市民の皆さんへご協力のお願い・・・・・・・・3ページ
- 4 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ

1 除雪について

除雪路線（市が除雪する道路）

[「除雪マップ」はこちら](#)

★市が除雪する道路は、それぞれの道路事情に応じて路線を選定し、出動基準など除雪体制を決めています。

- 2車線以上の幹線道路やバス路線（車道部） 【1次路線】
- 2車線未満の幹線道路のほか指定する道路（車道部） 【2次路線】
- 主要な生活道路 【3次路線】

※基本的に1次路線から3次路線（大雪時のみ）の順に除雪します。
（凍結防止剤散布路線は4ページに記載）

1次路線・2次路線

出動基準

- ★積雪が10cmに達し、更に降雪が見込まれる場合、1次路線を優先し、2次路線まで出動
- ★地域の特性を考慮し、降雪量が多いことが見込まれる場合は、上記基準に達する前に出動



対応

【1次路線】

2車線以上の道幅の確保を基本とします。バスの運行に支障がないようにします。



【2次路線】

1車線の道幅を確保し、必要な待避所を設けます。



ここに注目！

★スタッドレスタイヤなどの滑り止めを装着した車両が、走行可能な状態にします。
雪を道路の脇（わき）へ寄せます。いつでも雪のない状態にするものではありませんのでご理解をお願いします。（3次路線も同じです。）

3次路線（大雪時のみ）

出動基準

- ★観測所での積雪の深さが30cmを超え、今後も天候の回復が見込めず、除雪が必要と判断したとき



対応

1車線の道幅を確保し、必要な待避所を設けます。

雪の運搬排雪（1・2・3次路線）

出動基準

- ★寄せられた雪で交通確保が困難になっている、次の降雪時の除雪作業に支障があると判断したとき



対応

道路の脇（わき）などに寄せられた雪を雪捨て場に運搬し、除去する作業を行います。

2 凍結防止剤の散布について

凍結防止剤を散布するところ

- とうけつぼうしざい
- ★ 凍結防止剤は、市道のうち必要とする指定道路に散布します。使用する材料は、塩化ナトリウムや塩化カルシウムです。
 - ★ 散布するところは、交通量の多い幹線道路（主に除雪1次路線）や凍結の恐れがある急な坂道、交差点、橋です。



散布の出動基準と対応

出動基準

- ★ 深夜・早朝の路面凍結や薄い積雪があった場合で、気温、路面状況を観察し、凍結の恐れがある場合



対応

“路面凍結を予防すること”
“圧雪が道路舗装面に密着することを防ぐこと”を目的として、基本的には、通勤通学時間前の夜間・早朝に作業します。

散布車
カッコイイ!



ここに注目!

- ★ 凍結防止剤で、降り積もった雪を融かすことはできません。

市民の皆さんによる散布のお願い

- ★ 通学路の歩道や生活道路などの市道で、凍結の心配があるところに散布のご協力をお願いします。

その場合の凍結防止剤は、希望する町会や個人の皆さんに提供しますので、維持課までご連絡ください。 ☎34-3244

※市道以外へ散布するものは各自でご用意下さい。



3 市民の皆さんへご協力をお願い

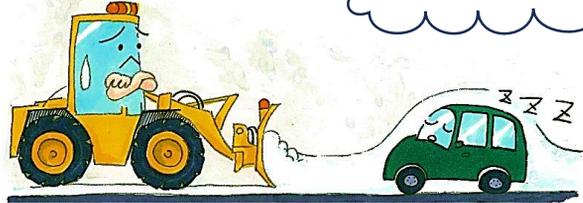
雪に備えて〈事前の準備〉

✓ 樹木や竹の剪定のお願い



樹木の枝や竹は雪の重みで垂れ下がり、渋滞や事故の原因となるため、事前に撤去をお願いします。

✓ 道路上に物がなにか確認



除雪車の通行の妨げになり除雪できない、または雪に埋もれて除雪車が気づかずに通行し、破損する恐れがあります。

例

路上駐車、自転車、
段差スロープ、プランター

✓ スタッドレスタイヤへの早めの履き替え



✓ 除雪アイテムの確保・車に常備



雪が降ったら

★道路の迅速な除雪は行政だけではできません。生活道路や歩道の除雪については、地域、沿道の事業者、PTAの皆さんなどが一体となって、ご協力をいただくと助かります。また除雪で集めた雪は、指定の雪捨て場へ排出することができます。
〈※詳しくは4ページに記載〉

集めた雪は...

● 水路に捨てない

水があふれる原因になりますので、水路へ雪を捨てないでください。



● 道路へ出さない

交通障害の原因になるため、敷地内の雪を道路へ出さないでください。



お出かけは...

- 不要不急の外出は控えましょう。
- 公共交通機関を利用しましょう。

降雪時は渋滞が発生しやすくなるため、できるだけ自家用車の利用は控え、公共交通機関を利用してください。



ご理解・ご協力のお願い

機械除雪により、家の間口を塞いでしまうことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

4 その他

雪捨て場

冬期には、3箇所の常設雪捨て場を開設します。

【開設日時】12月1日～3月31日 8:30～17:00

- 笹賀 (奈良井川下二子橋下流側左岸)
- 里山辺 (薄川金華橋上流側右岸)
- 波田 (扇子田運動公園東側)

注意事項

- ・ゴミや土砂などは、持ち込まないでください。
- ・開設時間以外は閉鎖します。

大雪時は

常設3箇所とは別に臨時雪捨て場を開設します。
開設場所は、松本市のホームページやSNSで発信します。



補助制度

(1) 除雪機の購入補助 (市の事業)

町会等を単位とした自主防災組織や地区(地区町会連合会や地区防災連合会)による除雪機の購入に係る経費に対し、支援する制度があります。

- 相談窓口 危機管理課 ☎ 33-9119



(2) コミュニティ助成事業 (国の事業)

地域の活動に直接必要な設備の整備を助成する事業で、除雪機の購入に際して、国が支援する制度があります。

市の相談窓口は下記のとおりですので、助成要件や助成率等の詳細はお問合せ下さい。

地域防災組織育成助成事業

- 相談窓口 松本市役所 危機管理課 ☎ 33-9119

一般コミュニティ助成事業

- 相談窓口 松本市役所 地域づくり課 ☎ 34-3280

除雪に関するお問い合わせ先

除雪に関することは、下記にご連絡ください。

- 市道 松本市役所 建設部維持課 ☎ 34-3244

国道や自動車道の連絡先は下記のとおりです。

- 国道19号 長野国道事務所松本国道出張所 ☎ 25-5752
- その他国道・県道 長野県松本建設事務所 維持管理課 ☎ 40-1965
- 自動車道 中日本高速道路松本保全・サービスセンター ☎ 47-7515